

第二十八回 参議院大蔵委員会會議録第二十七号

昭和三十三年四月十日(本曜日)午後一時五十三分開会

委員の異動

四月九日委員酒井利雄君、左藤義詮君及び土田國太郎君辞任につき、その補欠として川口爲之助君、西郷吉之助君及び小柳牧衛君を議長において指名した。

本日委員西郷吉之助君及び小柳牧衛君辞任につき、その補欠として土田國太郎君及び左藤義詮君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 河野 謙三君
理事 木内 四郎君
西川甚五郎君
小笠原三男君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
木暮武太夫君
左藤 義詮君
土田國太郎君
宮澤 喜一君
廣瀬 久忠君
山本 米治君
大矢 正君
栗山 良夫君
小林 孝平君
杉山 昌作君
前田 久吉君
森 八三君

委員外議員

衆議院議員 竹山祐太郎君
政府委員 大蔵政務次官 白井 勇君
日本専売公社監理官 村上孝太郎君
事務局側 常任委員 木村常次郎君
会専門員

説明員

農林省農林經濟局農業協同組合部長 河野 恒雄君
日本専売公社生産部長 西山 祥二君

本日の會議に付した案件

- 連合審査会に關する件
- たばこ耕作組合法案(衆議院提出)
- たばこ専売法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 租税及び金融等に関する調査の件(租税行政に關する件)

○委員長(河野謙三君) これより委員會を開きます。

まず、委員の異動がありましたので、御報告いたします。

昨四月九日付をもって、委員左藤義詮君、土田國太郎君及び酒井利雄君が辞任され、その補欠として西郷吉之助君、小柳牧衛君及び川口爲之助君がそれぞれ委員に選任されました。

なお、本日付をもって、西郷吉之助君及び小柳牧衛君が委員を辞任され、その補欠として左藤義詮君及び土田國太郎君が委員に選任されました。

○委員長(河野謙三君) 次に、連合審査会に關する件についてお諮りいたします。

當委員會においては、去る三月十九日、中小企業信用保險公庫法案について商工委員會に對して連合審査会の開會を申し入れましたが、都合により右申し入れを撤回いたしたいと存じますが御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(河野謙三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

なお、右の手續等は委員長に御一任願います。

○委員長(河野謙三君) まず、たばこ耕作組合法案を議題として質疑を行います。

質疑のある方は、順次、御発言を願います。

○栗山良夫君 私はこの際、一萬田大蔵大臣及び河野經濟企画庁長官の出席を、本日というわけではありませんが、求めて減税政策についてお尋ねをいたしたいと思ひます。それは私がここであらためて申し上げるまでもありませんが、私の考えとしては、三月の十二日本委員會に大蔵大臣においてを願ひまして、内外の經濟の見通しを伺いながら、私の意見としてこの際思い切った減税を断行すべきではないかというところを強く主張しながら、大蔵大臣の答弁を求めました。これに對して大蔵大臣は、きわめて消極的な態度をとられ、將來間接税の調整のための作業をいたすことにしたいといふ程度

のことでありました。ところがそれからまだ一カ月を出でないのに、同じ岸内閣の閣僚の一人である河野國務大臣は、明年度におきまして一千億の減税を断行したいと、こゝういふ公約を國民にせられ、なおかつ、その具體的な作業にも入らうといふ動きのようであります。従ひまして、私としては減税が河野國務大臣のおっしゃるやうに行われることについては賛成でありまするけれども、しかしその減税の企図しておられる内容、あるいはまた果して日本の財政といふものが、一萬田蔵相がかつて當委員會で述べられたやうな状況にあつて、減税ができるのかどうかといふやうな問題につきましては、同じ内閣の閣僚の御意見の中には相当隔たりがあり、われわれとして理解をしようと思ひましては理解をしない問題がひそんでおるのであります。従つてなるべく近い機会に、大蔵、河野兩國務大臣の出席を求めて、この問題につきまして大蔵委員會において責任がある調査をいたして、そしてその真相を國會を通じて國民に知ってもらふ。こゝういふことにしたいと思ひますので、委員長において善処を要望いたしておきます。

○委員長(河野謙三君) 承知いたしました。御趣旨の点はよくわかりましたから、早速政府と連絡をいたしまして善処いたします。

○平林剛君 私は、ただいま議題となつたたばこ耕作組合法案に對しまして若干質疑を行います。

その前に、このたばこ耕作組合法が議會に提出せられてから、衆議院においては、社会党並びに自由民主党が慎重に審議をなさつた結果、先回御説明があつたやうにおおむね妥當な修正をせられた。その努力に對しましては感謝を申し上げておるのであります。ただその修正過程におきまして若干二、三將來において検討すべき問題があるやうに存じますから、その点について提案者から御説明をお願いしたいと、こゝう思ふのであります。

最初の一つは、この法律案の制定の理由の大きな理由は、たばこ耕作者の經濟的社會的地位の向上をはかるという点にあつたと思ふのであります。しかるにその中でも最も重要と思はれました法律第八條の事業の中で、「組合員又は會員の經濟的地位の改善のためにする団体協約の締結」、あるいはそれに関する規定が修正することによつて削除せられるに至りました。かようなことになりましたと、提案の大きな柱の一つであつた組合員の經濟的地位の改善のためにするいろいろな仕事、少くとも半減もしくは支障を生ずるのではないか、こゝういふ感じがいたすのであります。当初の目的が修正によつてそこなわれたのではないかと疑念を生じたのであります。この点についてはどういふ御見解を持つて削除になつたのか。また私の質問する趣旨はたばこ耕作者の經濟的地位の改善のために何らかの方策があつてのことか、この点についての満足すべき活動が何かで補足せられるかどうか、この点

を御説明を願いたいと思うのであります。

○衆議院議員(竹山祐太郎君) まことにごもつとも御意見だと存じます。

われわれとしても、いろいろなことを考へて原案を作り提案をいたしたわけでありまして、その後参議院、衆議院において、いろいろ御議論の過程を経まして、法案の字句から言へば、それほど刺激をするとは考へませんけれども、農村のことでありますので、法案の趣旨を正しく理解をいたさない場合も予想されますので、できるだけ農村の実態に即して必要以上の摩擦を起したり、かえつてそれが農村の経済活動に支障を来たしても相済みぬと思ひまして、われわれも慎重に御検討の過程を見守つて参つたのであります。御承知のように、一方においてすでに参議院で御審議をいただいた専売法の一部改正についてもいろいろ御審議の過程を経て修正をいたしまして、今お話しの方の民の経済的地位の確保については十分目的を達し得るとも考へますので、この際、団体協約の問題は、事実の行爲として従来もやられてきた程度は私に法律を要さぬでもできることであります。よろしいと思いますので、衆議院の修正にごもつとも考へて、われわれは同意をいたしましたので、この上はこの法案の運営を政府においても十分一つ円滑に進めて参ることによつて、われわれの所期の目的は十分達せられるものと思へる次第であります。

○平林剛君 葉タバコを生産する農民の経済的地位の改善のためにいろいろの活動は、もちろん農村経済の上で他の団体との話し合いによる点もあるかと思ひますが、もう一つは対専売

公社との間において行政上あるいは運営上当面する問題についての具体的な問題を解決する行為が、経済的地位の改善につながる場合もあるのです。

たえばすでに過去の話になりましたが、岩手県でタバコの収納の時間がいろいろの事務上の都合からおくれまして、滞りになってから収納をする、その結果、耕作者に収納の成績が悪かつたのではないかと疑ひを持たれ、その時期などについていろいろ公社と話し合ひが必要がある、そんな問題が起つたこともありました。また、神奈川県におきましては、耕作団体の経理上の不正問題から、その穴埋めをするために専売公社という連絡調整がありまして、その結果、耕作者がその収納代金のうち何多かを穴埋めのために使ひような話に結局落ちてしまつたという話。近くは各県に行政区分の変更があつたため、収納所の距離が遠くなるような措置が専売公社において行われて、このことについて耕作者が困つたことだといつて苦情を申し立てるというやうな話、数えたらればいろいろ問題があるのであります。これからの起り得るのであります。

この場合に、この条項が削除せられたために、それらの取扱ひ、運用等に支障があつてはならない。もし支障があれば、この法律制定の趣旨がくずれてしまふ。もちろんたばこ専売法の中では、たばこ耕作審議会が設けられて、タバコ耕作の重要な問題について審議をせられることになりましたが、今あげたやうなそれぞれの問題は今後といへども無視するわけにいかないことではあります。これについて實際

上の運用に當つて効果的にするためにどうなさうとするか、これは提案者からも一つ御説明願ひたい。それから当事者である専売公社においても、私この質疑に對して見解を明らかにしておいていただきたい、こう思ひのであります。

○衆議院議員(竹山祐太郎君) 御承知の通りいろいろ今まで一応専売法の中の組合制度はあつたわけでありましてけれども、世間的に見まして、いかにも御用組合的な感を抱かしておつたことが今御指摘のやうな問題が出る一つの原因でもあつたかと思ひます。

そこでいろいろ御意見を総合して、今度独立の法律による組合にいたしますことによつて、自主的な農民の主張といふものが、政府、専売公社に對して主張もできますし、またみずからあやまちも法の制度のもとにおいて公正に行われるといふことによつて、今御指摘のやうな問題はこの制度を運営することによつて必ず解決できると、われわれは期待して提案をいたしてゐるわけでありまして、条文等いろいろ御指摘の点はあろうかと思ひますが、この組合法制定の趣旨にかんがみて、これによつて自主的な運営を十分進めていけば、今御指摘のやうな点は著しく改められるものと、また専売公社、政府も当然さうなことを努力すべき責任があらうと考へて、われわれもまた提案者の一人といたしまして、今後の運営に万全の注意をいたして参りたい、かやうに考へておるのであります。

○説明員(西山祥二君) たばこ耕作組合が制定せられます趣旨に従ひましても、耕作組合は耕作者の福利の増進

をはかるとともに、一面には専売事業の健全な発達に協力するという建前でございますので、今後とも生産者、耕作者の希望等につきましては、耕作組合あるいはその中央会等と常に緊密な連絡、意思の疎通をはかりまして、できる限りその希望を尊重するようにいたしたいと考へます。

また、最も主要な事項と考へられます収納価格あるいは生産計画等に対しては、今回制定をいたしました専売法の一部改正によりましては、耕作審議会に諮問いたします。その際に、十分意向を伺つた上善処いたしたいと考へております。

○平林剛君 大体趣旨は了解いたしました。ただその次に、私が将来の運営をおもんばかつて懸念をいたしますのは、ただいまの趣旨で運営せられるにいたしまして、この法律案の中には、耕作者の団体である耕作組合の自主的な運営について、このままで自主的な運営をはかつて、健全な民主的な団体に育て上げることができたらうかという心配の条項が二、三あるのであります。それはたとえば第三十三条に耕作団体の総会の議決事項が規定されておりますが、この「定款の変更は、公社の認可を受けなければ、その効力を生じない」、このやうな規定がございまして、また法律第四十五条には、専売公社が、耕作団体が解散するときで、その認可を受けなければ効力を生じないといふことがあつたり、それぞれ軽重の違いはありますが、五十八条にはさらに組合が法令等の違反に對する措置、これに對する命令に従わなかつたときには、公社がその「業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役

員の改選を命ずることができると、こゝにありまして、その条文をすなおに解釈すれば差しつかえないように思ひますけれども、いろいろ理由をつければ、不当な干渉になつていく場合もあり得るのであります。現在の専売公社が直ちにそれをやるとは指摘をしておるのではあります。ただ運営のいかんによりましては、これが耕作者の団体の自主的な運営に影響を持つてくるのではないかと懸念をせられる点があるのですが、こゝに点について何か提案者としては、あらかじめそれに対する並行的な保障措置といふやうなものを考へなければならなかつたのだらうか、今後の運営をみて検討する必要があると思ひますので、その点を明らかにしておいていただきたいのであります。

○衆議院議員(竹山祐太郎君) まことにごもつとも御注意であります。これは別に他意あつて書いたわけではありません。御承知のように、戦後最も民主的な組合としての農協その他の例にならないうして、監督官庁としての公社の手續をとつただけの話でありまして、決してさうなことはわれわれどもつとも御注意であります。これは一に今後の運営の問題と考へますから、できるだけ民主的に育て上げようという政府にも強く希望を申しておりますが、なお、この上にも注意をいたして参りたいと考へております。

○平林剛君 ただいま御説明があつたように、私もこの法律の今後の運営をみて、ただいま指摘した点について、将来検討する必要があると認めてゐるのであります。特に御説明の中に

ありました他の農業団体である農業協同組合との関係を引例をされまして、法律案の趣旨をお答えになりましたけれども、私はほんとうを言いますと、そこにも一つの問題点があると思うのであります。今回葉タバコを生産する耕作者の経済的社会的地位の向上をはかり、その耕作者の団体の自主的な運営をはからしめ、いろいろな仕事をやり、専売事業の健全な発展に寄与せしめる、こういう趣旨で設けられた耕作者の団体は、将来一体どういう方向に向うべきか。今御説明のように、農協の中の一つの団体たるべき性格を有するべきものであるか、それとも農民の経済的社会的地位を高めるための団体として、團結して相手方と折衝をする資格を持つ組合として育て上げるのか、こういう意味では、今後根本的な運営が……指導方向といふのは残された問題である。ただ私は、きょうはそれについて提案者にこまかく申し上げることは避けます。ただ問題の点だけを指摘しておきますが、それにいたしましても、第八章にある罰則でございしますが、この第六十条に掲げてある罰則は、その仕事の性格から考えてみまして、どうも少しきつ過ぎる罰則ではないだろうか。なぜかと申し上げますというところ、将来耕作者の団体をどういうふうにして育てていくかについては、先ほど申し上げたように二つの道があると思うし、将来検討しなければならぬところでありまして、その中でこの規定はただ「第五十六条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十七条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。」というの

は、どうも少しきつ過ぎるのじゃないだろうか、こういう感じをいたしましたのであります。何か他に関係法規があつて、このような規定になったのか、その根拠を一つ御説明願いたいと思ひます。

○衆議院議員(竹山祐太郎君) 前段の御意見についてはよく伺ひますが、われわれ提案者の気持をいたしましては、いわゆる農民の組合という觀念よりも、今日ある農協その他農村の組合を予想したものであります。特に専売事業という政府の特別な制度に付随する団体ということに頭を置いて提案をいたしました次第であります。

それから後段の問題は、これはほかの例に従つたものであります。特に重くも難くも考へておりませんが、なお、事務的な御説明を要すれば御説明を申し上げたいと思ひます。

○平林剛君 いや、最後に、これは小さな問題でありますけれども、第三十五條に「(特別の議決)」という条項がございします。この第三十五條の「(特別の議決)」によりまして、「組合員の除名」を一定の法定議決に従つて行うことができるようになっております。組合員一人の場合もありまして、十人、百人の場合もございまして、この法律そのものは、これらのことは慎重にしないといふ意味で掲げてありますけれども、その裏を返せば「組合員の除名」といふ事態があり得るということになるわけでありまして、そこでこれらの除名が万人ひとしく正当な除名と認められるという場合もありまして、められるという場合もありまして、場合によっては少数の方が正しくて、多数の方が誤まり、正しい少数の者が除名

せられるということもないとは言えないのであります。こういう場合に、私はたとえ一人の組合員といへども、基本的な人権という立場から見ますと、これらのことが行われた場合に、すぐそれを公訴するとかあるいはあらためて再審査を求めるとかいろいろということが当然考えられなければなりません。法律にはこの点について明らかにしてありませぬけれども、将来耕作者の団体を指導せられる場合には、こういうこまかい点についても配慮をする必要があると思ひますが、提案者はどういふお考えでしょうか。

○衆議院議員(竹山祐太郎君) これも御承知のように、各農村の組合の制度の上において当然ついてくる問題として扱つただけでございまして、特にこういうことを大きく予想したことはほとんどなかりと思ひますが、御注意の点は今後ともお研究いたして参りたいと考へております。

○委員長(河野謙三君) この際お諮りいたします。たばこ耕作組合法案に關し委員外議員森八三三君から質疑をいたしたい旨申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。森八三三君。

○委員外議員(森八三三君) 非常に貴重な時間を割愛いただきまして、委員外の発言をお認め願つたことを、まずもって感謝申し上げます。

私はこの法案に対しては、農政に志しておる立場から非常に関心を寄せておるのであります。そういう観点から各条にわたりました詳細疑問とする点

を質したいのであります。が、貴重な時間を割愛願つたことでもありますので、それらの問題につきましては、委員の各位から当然詳細な質疑が行われまして、私の疑問とする点も氷解をいたしました。ただ一つ存じましたので、本日はただ一点だけ伺ひたいと思ひます。

それはこの法律が衆議院で可決せられるに際しまして、三項目にわたる付帯決議が附せられております。その第一点は、組合の地区に関する問題であり、第二点は組合の行方事業につきまして特に非出資組合の経済行為と他の農業団体との間に起るであろういろいろの問題に関する案であります。さらに第三点は、たばこ耕作組合がさきに両院を通過し成立いたしましたことによる農林漁業団体の職員共済組合に加入することに関する関係からして、専売公社と農林省との関係の問題であります。さらにどういふことに進展いたしまするか予測はできませんが、仄聞するところによりますと、本院の当委員会におきまして、本法の最終結論をおつけになる段階におきましては、共済組合との関係において専売公社と農林省との関係についての付帯決議が行われるやに承わつておるのであります。そこで今申し上げましたようなこととに相なるをいたしますれば、衆議院では既に農林関係と専売公社との関係について緊密な連絡をとり、万遺漏なきを期すべきであるという趣旨の決議が行われ、本院でもその趣旨の決議が行われるとすればきわめてこれは問題が重要であらうと思ひます。これはと申しますのは、私個人の見解になりますが、葉タバコの生産に關する

限りにおいては、当然これは農林行政の範疇に入るべきものでありまして、従来といへども任意の組合であつたといへば、たばこ耕作組合の業務につきましては、農林行政の主管の立場にある農林省との関係が当然持たれておるべきであつたと思ひますが、今日まで諸般の事情からしてそういうような措置がとられて参らなかつたことは非常に遺憾に存じております。今回特に法制化せられる措置に關連して共済組合に加盟をするということになりますれば、共済組合は成立いたしました。法律の条章によりまして農林大臣の專管といふことでもございしますので、さらに一そう問題が複雑になってくると思ひます。そういう関係からおそらく両院においてさういふ付帯決議が行われ、当局の善処を求めるという態度になつてきたことと思ひます。つきましてはこれはこの際、農林省並びに専売公社にお伺ひをいたしたいんですが、これらの案を衆議院で議決せられました三項目の付帯決議といふものがどういふように受け取られ、この趣旨をどういふように今後具現せられようとするのか、付帯決議であるから聞きおくという程度で済まされるのか、この趣旨をくみとつて、それぞれ付帯決議の趣旨が生かされるように善処されるということでありまして、かどうするか、善処されるということでもございしますが、当然それしなければならぬと思ひますが、その具体的な心がまえについてどういふような構想をお持ちになつておられるのかという点、特に第三項目であり、本院でも議決されようとするに關連いたしまして、どういふような態度をお示しになるのか、

それらの点についてこの際お伺いをいたしたい。このことは、この受け取り方いかんということは、おそらく本法の本院における審議につきましても重要な関連を持つてくることでもありまいし、私も先般申し上げましたように、この法律の制定には非常に心を寄せておる一員といたしまして、問題が十分解明されぬということであり、すれば、さらに機会を得まして質疑をいたしたいというようにも考えますので、以上申し上げました趣旨を十分お聞き取り願って、この付帯決議の受け取り方、それに対する具体的な心がまえ、構想等につきまして、この際農林省並びに専売公社にお伺いをいたしたい。

○説明員(西山祥二君) ただいまお尋ねのごさいました先ごろ衆議院の大蔵委員会におきまして付帯決議を与えられましたその決議の受け取り方につきまして申し上げたいと考えますが、第一点の組合の地区の問題につきましては、この耕作組合が今後事業を運営いたして参ります上において、最も能率的であり、また組合員の負担が軽減せられるという点から考えました場合に、おのずからその限界があると思ふのであります。また一方におきましては、農協とたばこ耕作組合とが全く同一地域であるために、将来不用の摩擦、紛争等が惹起する懸念を排除する意味におきまして、一定の地域を限った方がよろしいと考えまして、その限界はおおむね公社が現在第一線の事業を運営いたしてあります支局、出張所の範囲を考へておるのであります。地方によりましてはその地域が広範にわたる、必ずしも組合事業を運営する上に

おいて適當と考へられない場合もござりますので、それらの特殊事情につきましては十分考慮いたしまして支障のないように区域を定めたいと考へておる次第であります。

次に、組合の行方事業に關してであります。たばこ耕作組合が行います事業のうちで葉タバコの生産に必要な資材の共同購入につきましては、従来の専売法においてもすでに認められておるところでありまして、今回これが法人化せられることによつて実体的上においては何らの相違もないと考へておるのでありますけれども、今後事業の執行に當りまして、他の農林団体との上に競合あるいは摩擦を來たさないように、組合はもろろん公社といたしましても適當な指導をいたしたいと考へておるのであります。具体的には中央に設けられております耕作組合中央会、農協協同組合との代表機關との間に購入品目について協議を行います等、あるいはまた地方におきましては、その協議の線に従ひまして耕作組合と農協協同組合との間で現実の取扱品目につきまして協議、調整を行うように指導をいたす考へであります。

次に、第三点の農林漁業団体職員共済組合にたばこ耕作組合の役員が加入いたします場合は、農林省と専売公社とが常時緊密な連絡をとりまして、もし必要のあります場合には、その連絡方法につきましても、両者の間に覚書交換するなどの処置を講じまして、極力この共済組合の事業の運営の上に支障のないように努力いたしたいと考へております。

○説明員(河野雄雄君) ただいまの御質問の点でございますが、第一点の地

区の問題でございますが、公社の方から御説明がございましたように、私もといたしましては農協等との区域が完全に重複をいたしまして、その間に摩擦を起すということはできるだけ防ぎたいというふうに考へております。

従つて先ほど御説明がございましたように、さような観点から、区域の設定等に當られる場合には、私も御意見申し上げるというふうに考へております。

それから第三点の問題でございますが、事業の調整の問題につきましては、これもただいま生産部長からお話がございましたように、農協とたばこ耕作組合との資材の購入等につきましては、従来の関係から参りまして競合するおそれがあるわけではございません。農民を基礎とする団体であります農協と耕作組合とが、組合としてそういう点について摩擦をするということとは、農民にとつて必ずしも幸福なことではございませんので、さような点につきましては、このたばこ耕作組合が創立する場合には、ぜひとも十分なる調整をとつていかなければならないのじやないかというのを私も強く考へておるわけでありまして、しかしながら、耕作組合自体としては、従来の経験もございまして、種々の観点からいろいろ問題もございまして、農協は農協としての考へ方もございまして、さような点については、購入品目等具体的な問題については、現実的にそこで問題の起らないように、具体的な取りきめと申しますか、打ち合せと申しますか、さような点を組合同士、あるいは公社と農林省の間で取りきめをするというふうな具体的な措置に

よつて摩擦をできるだけ調整して参りたい、かように考へております。

それから第三点の問題でございますが、この農林漁業団体共済組合法が先般成立をいたしましたわけでありまして、これの対象になつております団体といたしましては、いずれも農林大臣が主管をしておる団体であります。従いまして、それらの内容、指導、設立、解散、その他一切が農林大臣の監督のもとに実施されまして、従ひましてそれを組合員としておる団体、農林漁業団体職員共済組合というものと、それらの前提のもとに実はでき上つておるわけでございます。私もといたしましては、この法律が成立いたします審議の過程におきまして、実は共済組合の団体であるそれぞれの農林漁業団体の経営の問題について、しばしば激しい御議論がございましたわけでありまして、特に健全なる経営を維持するということについて、たとえば掛金の問題でありますとか、その他の問題がござりますけれども、そういう掛金の問題のみならず、その前提として農林漁業団体自身が健全なる運営をやつていくということがなければ、共済組合というものは健全な運営ができませんのだという議論が非常に強くなされて、一体農林省としてそれらの所属団体の健全なる運営をするための施策がどういうふうになつておるか、現在どういふ状態になつておるか、それらについて十分なる検討と指導をなすべきであるという意見が非常に強くなされて、衆議院における付帯決議につきましても、さような観点から議論がされたわけでございます。

そこで今回改正の案の中に、たばこ耕作組合が農林漁業団体職員共済組合の組合法の対象として入ることになつておりますが、私はそのこと自体につきましては、決して異論を申し上げるつもりもございせんし、けつこうなことだと思ひます。農民を基礎とする組合が健全に育成されるということにつきましては、私もといたしても賛意を表する次第でございますが、ただそれらの問題につきまして、運営について責任を持つておる私もといたしましては、将来このたばこ耕作組合の運営自体につきまして十分に関心を持つておるわけでございます。従ひまして、公社が現在監督をされることになつておりますけれども、これらの点につきましては、農林省においても十分なる、運営等につきまして農林省としても関与し得る体制が望ましいということをかねて考へておる次第でございます。

実際問題といたしまして、さような点について今ここで直ちにどうこうするということとは必ずしもさうと存じますが、せめてそれらの問題について公社なり私どもとの間ではっきりした覚書を取りかわしまして、共済組合の運営に遺憾なきを期するという必要がぜひともあろうかというふうに考へております。共済組合の対象としてたばこ耕作組合が入るといふことは、農林漁業団体としていはば御指定になつたというふうに私も考へております。事実上さような団体であるというふうに私も考へております。従ひまして、さような点について、公社の方の十分なる理解のもとに、さような趣旨の覚書をぜひとも取りかわして参りたい。覚書の内容といたしましては、

たばこ耕作組合が農林漁業団体職員共済組合の組合法の対象として入ることになつておりますが、私はそのこと自体につきましては、決して異論を申し上げるつもりもございせんし、けつこうなことだと思ひます。農民を基礎とする組合が健全に育成されるということにつきましては、私もといたしても賛意を表する次第でございますが、ただそれらの問題につきまして、運営について責任を持つておる私もといたしましては、将来このたばこ耕作組合の運営自体につきまして十分に関心を持つておるわけでございます。従ひまして、公社が現在監督をされることになつておりますけれども、これらの点につきましては、農林省においても十分なる、運営等につきまして農林省としても関与し得る体制が望ましいということをかねて考へておる次第でございます。

公社自体がいろいろ御検討になり、御指導にならうかと思いますが、たとえて申しますと、設立等につきましても、あるいは定款の変更あるいは解散、合併、その他必要な措置、命令あるいは解散命令というようなものについて、公社はいろいろ権限として組合の指導育成にお当りになるわけでありますが、私どももいたしまして、さような点については非常に大きな関心を持っておるわけでございます。特に組合の団体として成立いたしましたれば、それらがどうなるかということが非常に組合自体の経営にも影響がございますので、非常に関心を持っております。従って大臣なり、あるいは地区によつては限知事なりというふうなもののについては御意見を申し上げる、それらについて十分に御協議いただくということが望ましいというふうに考えております。またわれわれの立場から見ても、たとえば耕作組合はこういうふうにあつてほしい、こういう点についてはぜひ御指導いただきたい、あるいは報告等につきましても、また必要な検査というふうなものにつきましても、必要な措置につきましても、公社にいろいろお願いをしなればならぬ点が出て参るわけでありまして、従いまして、そういう点につきまして、私どもがあるいは現地における監督機関である知事等が、必要な場合には公社にお願いをして、さような措置をとつていただくというふうなことが、ぜひとも好ましいというふうに考えておるわけでございます。何せ将来発足いたします団体でございますし、私どもとしては、実はこれらの運営について非常に慎重に從來論議して

参りました点もございまして、ぜひともそういうような点について、両者で合意の上でやつて参りたいというところを希望いたしておる次第でございます。

○委員外議員(森八三三君) たばこ耕作組合を含めて、農林漁業団体の仕事に従事をいたしておられます二十数方の職員が、非常に薄給のもとに努力をされておられることは、必ずしも好ましいことではございません。少くとも地方公務員程度に待遇を改善しながらその身分を保障し、将来の安定をはかつてやるということが、各団体が産業の発展のために努力をしておる、その責務を持っておられるという観点から、当然のことであると思ふ。そういうことに関連して、この共済組合法が両院を通過し、成立を見たわけでありますが、そうなりますと、その組合の経理の状況とかあるいは運営の実態、財務の状況というものを、監督者は十分承知をいたしておられませんかという、共済組合の円滑な発展を期していくわけには参りかねる場合が生まれてくると思ふのであります。ことに加盟団体——農林漁業団体がきわめて多種多様にわたつておられますので、その組合間における待遇についても現状をきわめて区々まちまちであります。

をしており、またその実態を見るというふうな機会が与えられておられなければ、共済組合の円滑な発展を期するわけには参りかねると思ふのであります。そこでいただいた御答弁によりますと、専売公社におきましては、さういふような点について両者の間に覚書等を交換して万漏なきを来したい、こういうふうに御発言があつたように思ふます。農林当局としてはその覚書のうちに盛り込まれるであろう内容について、希望的にかくかくでありたいという意見の開陳があつたと私は拝承いたしました。

そこで専売公社にお伺いいたしたいのは、私の今申し上げましたような趣旨から、農林省もさういふような趣旨に立つてかありたいと希望されたと思ふのであります。農林省の方からたばこ御答弁のございましたように、あるいは財務の監督、報告事項の提出等について、共済組合の主管庁である農林省が、それを行わんとする場合、それを求めんとする場合、さういふことについてさういふ権限を共済組合の主管庁の方に与えようというふうな趣旨において覚書を作成するということ心がまえでございませぬのか、その辺を専売公社の当局にお伺いをいたしたい。

○委員外議員(森八三三君) 私の同僚にお伺いしたいのは、研究が不十分だから今日は遠慮したいというふうなことでなく、これは別に権限争いをするとか、所管争いをするというものでなく、あるいは政府機関といたしましては、その事業なり、これに従事をしておる職員が身分の安定と生活の向上を期していきたいという念願はこれが一緒だと思ふ。さういふことの必要によつて生まれた共済組合を生々発展せしめていきたいという気持も、これは一緒だと思ふのであります。その目的を達成するために、主管庁の方では常時組合の運営がどうなっているのか、あるいは経理の実態がどういふふうになつておるかということを知りたいとおられますと、これは多数の種類の組合が加盟しているものでありますから、さういふことで問題を起す危険がある。今たばこ耕作組合の本来の業務を、どうしよう、こうしようというところでなくて、その部分の人から生ずる監督とか、あるいは報告の聴取という点について、これは別に研究するとか何とかという問題じゃなしに、覚書を作成して善処しようとするお気持ちがあらうと思ふます。当然さういふことは覚書の中に出て来なければおかしい、出て来ないということでは目的を達成しないということになるのであります。その辺どうですか、別に

研究しなければいかぬということなしに、当然さうなるべきものだと思いますが、どうですか。

○委員外議員(森八三三君) 私どもは、衆議院でさういふ点の御発言もあつたものでありますから、われわれも提案者の一人といたしまして、政府の中で御趣旨のようない点については十分一徹徹底しますように責任を感じて答弁しておりますので、今の森さんの御心配はさういふことだと思ひます。で、事務的にまだ未解決の点が今日の段階ではあるのが当然だと考えますが、今後御趣旨に沿つて、われわれも一緒になつて必ず心配がないようにしたいと思ひます。

○委員外議員(森八三三君) まあ提案者に聞いたわけじゃありませんが、提案者も私と同様の気持をもつてこの法律の制定には努力されてきた、で、将来もさういふ趣旨において提案者の立場からも政府を鞭撻し、専売公社を鞭撻して、その趣旨が生かされるように善処をしようという強い決意をもつていらつしやるようでございます。農林省、専売公社におきましても、今私の申し述べましたような趣旨はすでに衆議院で十分論議されたことであり、提案者の趣意でもありますし、それらのことについては、その気持を十分受け取つて善処をしようというこ

○委員外議員(森八三三君) まあ提案者に聞いたわけじゃありませんが、提案者も私と同様の気持をもつてこの法律の制定には努力されてきた、で、将来もさういふ趣旨において提案者の立場からも政府を鞭撻し、専売公社を鞭撻して、その趣旨が生かされるように善処をしようという強い決意をもつていらつしやるようでございます。農林省、専売公社におきましても、今私の申し述べましたような趣旨はすでに衆議院で十分論議されたことであり、提案者の趣意でもありますし、それらのことについては、その気持を十分受け取つて善処をしようというこ

○委員外議員(森八三三君) まあ提案者に聞いたわけじゃありませんが、提案者も私と同様の気持をもつてこの法律の制定には努力されてきた、で、将来もさういふ趣旨において提案者の立場からも政府を鞭撻し、専売公社を鞭撻して、その趣旨が生かされるように善処をしようという強い決意をもつていらつしやるようでございます。農林省、専売公社におきましても、今私の申し述べましたような趣旨はすでに衆議院で十分論議されたことであり、提案者の趣意でもありますし、それらのことについては、その気持を十分受け取つて善処をしようというこ

○委員外議員(森八三三君) まあ提案者に聞いたわけじゃありませんが、提案者も私と同様の気持をもつてこの法律の制定には努力されてきた、で、将来もさういふ趣旨において提案者の立場からも政府を鞭撻し、専売公社を鞭撻して、その趣旨が生かされるように善処をしようという強い決意をもつていらつしやるようでございます。農林省、専売公社におきましても、今私の申し述べましたような趣旨はすでに衆議院で十分論議されたことであり、提案者の趣意でもありますし、それらのことについては、その気持を十分受け取つて善処をしようというこ

とでありますので、今日はまだ本院におきまして、私が想像いたしておりますような付帯決議が行われるかどうかということも、仮定の問題でございます。でございますので、これ以上のことは私は質いたしません、念願するところは、結局、たばこ耕作組合も生々発展をする、同時にその組合の仕事に従事している職員も諸君も身分の安定を得、今日のよりなみじめな待遇ではないので、これは少くとも地方公務員並み、あるいは国家公務員並みに給与を引き上げて、生活水準を高めていくという努力が当然払われなければならないと思います。専売公社もそういう考慮で、今日まで進んで来られたと思いますが、必ずしもそうなっておられぬということですから、そういう趣旨から共済組合を十分活用して、その目的を達成するようにしていかなければならないと思つております。それがためには何も閉じてもつてはいる必要はない、耕作組合は当然ガラス箱の中に入れたような経営があつてしかるべきだと思つて、どこからどう見られたい問題のあるはずはないのであります。こゝ解釈すべき性質のものであります。こゝからどう見られたいのであります。そういう観点から申しますと、提案者の希望されることでもあり、私も申し上げましたような趣旨が十分公社は、生産部長の御答弁もございまして、覚書を交換せられたいという場合には、その覚書に具体的に、こゝに事項が織り込まれるように、こゝにお取り計らいをいただきたい。私は委員でございますから、そこまで申し上げることは非常に申しやばつたことではございますが、委員長にお願いしたいのは、できればそういう趣

旨を十分生かされるような覚書といふものが成立、作成されるように、この委員会としては十分に一つ見きわめていただきたい。でございますれば、そういう覚書について、委員会に取り寄せて十分御検討願うようにお取り計らいをいただきたいという趣旨を委員長に希望として申し上げておきます。

○小笠原二三男君 森議員が生産部長や農林省組合課長の考えはどうかという聞き方をなさつたので、どうも工合悪いと思つていたので、こゝに考へて、その建前として聞くことなんです、白井政務次官は政府を代表して出ておつて、各省なり政府機関の一説明員に説明させて、こゝする、ああするといふことをだまつて聞いておる。常日ごろ、いつも私は口やかましく言うことなんです、めいめい勝手なことを各省で言うようなことは聞きたくない。しかもこの法案審議に當つては、説明員の説明を聞いて、それが本物やらそれなもののやらさつぱりわからない。まあしかし、森さんそれでもけつこつだといふので聞いていたから、だまつて聞いておりましたが、私は逆に、今公社並びに農林省関係者がそれぞれの意見を言い、そしてまた森議員も特段の希望意見を言い、提案者もまた趣旨に同感せられて言つておる。そして覚書という問題等も言つておるのですが、政府としてはどうされるおつもりか。この点ははっきりお聞きしたい。

○政府委員(白井勇君) 森議員の御質問の点、また専売公社の責任にある方の御答弁、また農林省の考え方もおわ

かりになつたのでありますが、私たちがいたしましては、その間のそれぞれの御希望が十分果されまゝするように、中間に立ちまして協力し、指導して参りたい、こゝを考へます。

○小笠原二三男君 そうすると、覚書ですかなんですか、わからぬが、将来紛争の生じないように取りきめるべき点は取りきめられて文書を交換する、たとえば森議員も御主張になつておられますが、そういう点はそういう取り運びにして明快にしておくつもりであるのかどうか、これも明快にしておいていただきたい。

○政府委員(白井勇君) それはさういふふうに措置をしたい、こゝ思つております。

○小笠原二三男君 大体さういふことが問題になるかどうかということが予測されておるさういふ委員会に、農林省は農林省、専売公社は専売公社といふような答弁をするのでなしに、政府としてそれはさういふふうにするのだといふふうになぜ準備してこなかったのですか。今の答弁は非常に面白い答弁だからけつこつこつこつと言つておきますが、さういふ点しつかり準備しておかないといふと審議が延びたりして皆さんの期待に沿ふぬといふようなことが起つてくるのですよ。

○小笠原二三男君 今大蔵政務次官が答弁されたのは、非常に今後連絡をしてうまくやるというふうなお話でございまして、私はいふまでもなく、さういふことを希望して、私はそれで……。

○小笠原二三男君 今大蔵政務次官が答弁されたのは、非常に今後連絡をしてうまくやるというふうなお話でございまして、私はいふまでもなく、さういふことを希望して、私はそれで……。

の取扱ひの問題として一つやつていただきたいと思つております。

○委員長(河野謙三君) 暫時休憩します。

午後二時五十八分休憩

午後三時三十分開会

○委員長(河野謙三君) 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

私から政府に一言お尋ねいたします。本案につきましては、過日衆議院議決の際に付帯決議が三項目にわたつて付せられておりますが、大蔵委員会におきましても、衆議院の付帯決議の趣旨はわれわれ委員会の意のあるところでありまして、特に第三項に掲げてあります農業共済組合、この運営につきまして、農林大臣と大蔵大臣とは常に緊密な連絡をとるべきであるといふ条項につきましては、先ほど委員外の森議員並びに小笠原委員からもお尋ねがありました。さういふ、当然現在の段階におきましては、この付帯決議の趣旨の内容につきまして、具体的に政府に用意があるべきである、かように思つております。もし本日のところでこの趣旨に沿つた具体的な用意がなければ、来たる十五日までにはこの趣旨に沿つた具体的な内容を持った政府から当委員会に御説明をいただきたい。かように思つておりますが、さういふことはできますか。

○政府委員(白井勇君) 御趣旨の点よくわかりましたから、十五日までに間に合せるようにいたしたいと思つております。

○委員長(河野謙三君) 他に御質疑はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○政府委員(白井勇君) それはさういふふうに措置をしたい、こゝ思つております。

○小笠原二三男君 大体さういふことが問題になるかどうかということが予測されておるさういふ委員会に、農林省は農林省、専売公社は専売公社といふような答弁をするのでなしに、政府としてそれはさういふふうにするのだといふふうになぜ準備してこなかったのですか。今の答弁は非常に面白い答弁だからけつこつこつこつと言つておきますが、さういふ点しつかり準備しておかないといふと審議が延びたりして皆さんの期待に沿ふぬといふようなことが起つてくるのですよ。

○小笠原二三男君 今大蔵政務次官が答弁されたのは、非常に今後連絡をしてうまくやるというふうなお話でございまして、私はいふまでもなく、さういふことを希望して、私はそれで……。

○小笠原二三男君 今大蔵政務次官が答弁されたのは、非常に今後連絡をしてうまくやるというふうなお話でございまして、私はいふまでもなく、さういふことを希望して、私はそれで……。

の取扱ひの問題として一つやつていただきたいと思つております。

○委員長(河野謙三君) 暫時休憩します。

午後二時五十八分休憩

午後三時三十分開会

○委員長(河野謙三君) 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

私から政府に一言お尋ねいたします。本案につきましては、過日衆議院議決の際に付帯決議が三項目にわたつて付せられておりますが、大蔵委員会におきましても、衆議院の付帯決議の趣旨はわれわれ委員会の意のあるところでありまして、特に第三項に掲げてあります農業共済組合、この運営につきまして、農林大臣と大蔵大臣とは常に緊密な連絡をとるべきであるといふ条項につきましては、先ほど委員外の森議員並びに小笠原委員からもお尋ねがありました。さういふ、当然現在の段階におきましては、この付帯決議の趣旨の内容につきまして、具体的に政府に用意があるべきである、かように思つております。もし本日のところでこの趣旨に沿つた具体的な用意がなければ、来たる十五日までにはこの趣旨に沿つた具体的な内容を持った政府から当委員会に御説明をいただきたい。かように思つておりますが、さういふことはできますか。

○政府委員(白井勇君) 御趣旨の点よくわかりましたから、十五日までに間に合せるようにいたしたいと思つております。

○委員長(河野謙三君) 他に御質疑はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

の取扱ひの問題として一つやつていただきたいと思つております。

○委員長(河野謙三君) 暫時休憩します。

午後二時五十八分休憩

午後三時三十分開会

○委員長(河野謙三君) 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

私から政府に一言お尋ねいたします。本案につきましては、過日衆議院議決の際に付帯決議が三項目にわたつて付せられておりますが、大蔵委員会におきましても、衆議院の付帯決議の趣旨はわれわれ委員会の意のあるところでありまして、特に第三項に掲げてあります農業共済組合、この運営につきまして、農林大臣と大蔵大臣とは常に緊密な連絡をとるべきであるといふ条項につきましては、先ほど委員外の森議員並びに小笠原委員からもお尋ねがありました。さういふ、当然現在の段階におきましては、この付帯決議の趣旨の内容につきまして、具体的に政府に用意があるべきである、かように思つております。もし本日のところでこの趣旨に沿つた具体的な用意がなければ、来たる十五日までにはこの趣旨に沿つた具体的な内容を持った政府から当委員会に御説明をいただきたい。かように思つておりますが、さういふことはできますか。

○政府委員(白井勇君) 御趣旨の点よくわかりましたから、十五日までに間に合せるようにいたしたいと思つております。

○委員長(河野謙三君) 他に御質疑はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

與資金融通特別措置の請願（第一六一二号）

第一五〇五号 昭和三十三年三月二十八日受理
たばこ小売手数料引上げに関する請願
請願者 東京都港区芝松本町四
五芝たばこ商業協同組
合内 島村六郎外十三
名

紹介議員 黒川 武雄君
たばこの小売手数料は、昭和二十八年以来八分のみであるが、今日のたばこ店の実態は、戦前のような零細で副業的なものと異なり、手数料によつて生計をささえているのであり、その上営業費は一般的に増加をきたしているばかりでなく戦前にみられなかつた事業税及び所得税の課徴、たばこ店自体の負担にかかる宣伝費の増加、さらに販賣目標完遂のため、ばく大な買受け資金を利息を払つて調達する等、現行の手数料八分ではすでに営業の採算的限界に浮沈している実情であるから、たばこ小売手数料を一割に引上げられたいとの請願。

第一五一九号 昭和三十三年三月二十八日受理
たばこ小売手数料引上げに関する請願
請願者 秋田県南秋田郡五城目町五城目たばこ販賣協同組合理事長 二木敬治外八十九名

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第一五二二号 昭和三十三年三月二十九日受理
たばこ小売手数料引上げに関する請願
請願者 福井県坂井郡金津町水口八七ノ四金津たばこ販賣協同組合理事長

紹介議員 酒井 利雄君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第一五三三三号 昭和三十三年三月三十一日受理
たばこ小売手数料引上げに関する請願
請願者 岐阜県関市錦治町三七関たばこ販賣協同組合理事長 大野秀夫外六名

紹介議員 杉山 昌作君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第一五四五号 昭和三十三年三月三十一日受理
たばこ小売手数料引上げに関する請願
請願者 長崎県下県郡蔵原町大字田淵七八七対馬煙草販賣協同組合理事長 湊礼介外四十六名

紹介議員 本多 市郎君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第一五四六号 昭和三十三年三月三十一日受理
たばこ小売手数料引上げに関する請願
請願者 福岡市字妙見六八〇ノ一日本専売公社福岡出張所内福岡たばこ販賣協同組合理事長 二宮勲外十七名

紹介議員 鈴木 亨弘君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第一五九二二号 昭和三十三年四月二日受理
たばこ小売手数料引上げに関する請願
請願者 青森県三戸郡三戸町大字二町三戸たばこ販賣協同組合理事長 松尾誠外二十三名

紹介議員 苦米地義三君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第一六〇〇号 昭和三十三年四月三日受理
たばこ小売手数料引上げに関する請願
請願者 北海道檜山郡江差町江差地方たばこ商業協同組合内 合田猪一郎外七十五名

紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第一五九二二号 昭和三十三年四月二日受理
たばこ小売手数料引上げに関する請願
請願者 三重県尾鷲市大字中井浦三〇尾鷲たばこ販賣協同組合理事長 垣内源一郎外百五十七名

紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第一六〇三三号 昭和三十三年四月三日受理
たばこ小売手数料引上げに関する請願
請願者 北海道檜山郡江差町字橋本町八五江差地方たばこ商業協同組合理事長 渡部清司外五十九名

紹介議員 堀 未治君
この請願の趣旨は、第一五〇五号と同じである。

第一五九三三三号 昭和三十三年四月二日受理
たばこ小売手数料引上げに関する請願
請願者 兵庫県姫路市白鷺町一三六 小野勉外二百八十九名

紹介議員 中野 文門君
石見姫路市長は本年の片員に対する初訓示において、現在引揚者および戦災者住宅が建つてゐる国有白鷺町住宅地を立ちのちして新市庁舎を建設する旨を明したが、同地はさきに関係住民一同で払下げを陳情した際、大蔵当局は「払下げの方針であるが姫路市に管理を一任してゐるので市の了解さえ得ればいつでも払い下げる」とのことなので、市当局に再々交渉を申入れ中のので、今日に至るも一回の面接もせず

突然今度の初訓示となつたことはなはだ不穏當であり、かつ市当局においてもさきに市庁舎建設に最適の国有地を払い下げられてゐることでもあるから、同地を現在の居住者に払い下げられるより善処せられたいとの請願。

第一六一二二号 昭和三十三年四月三日受理
熊本市河原町の火災に対する復興資金融通特別措置の請願
請願者 熊本県知事 板井三郎 外二名

紹介議員 森中 守義君
熊本市河原町は、本年三月四日の大火災により被災総數二百世帯、五億円をこえる損害を受けたが、本被災区域は戦後繊維品の卸小売を業とする者が大部分を占めており、営業状況もきわめて活発で繊維品市場として特異な商店街を形成し、取引額も非常に多く、京阪地方の卸問屋や県下全域にわたる小売店との取引が多く、その復興については業者はもち論関係方面においても大なる期待を持つてゐるから、本地域が早急に復興できるより復興資金の融通について特別措置を講ぜられたいとの請願。

昭和三十三年四月十四日印刷

昭和三十三年四月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局